

外国人応援プランご契約に関してご同意いただきたいこと

(帰国時の手続)

1. 借主が契約期間中に帰国(ただし、在留資格および在留期間が有効な期間内に一時的に帰国する場合を除く。以下同じ)する場合には、借主は帰国日の30日前(銀行休業日の場合は翌営業日)までに所定の方法により帰国日を銀行に申し出、帰国日の10日前(銀行休業日の場合は翌営業日)までに本契約による債務の全額を返済します(目的別ローン<カード型>契約規定(ダイレクトワン保証)の契約条項にかかわらず、帰国日の10日前の日が債務全額の返済期日となります)。
2. 借主は銀行へ帰国日を正確に申し出ます。申出後、帰国日に変更となった場合には、すみやかに改めて銀行へ帰国日を申し出ます。
3. 借主から銀行に帰国日として申出があった日付を帰国日とし、実際には申出と異なる日付が帰国日であったとしても、銀行が借主から申出のあった帰国日を基準として帰国時の手続を進めることに異議を申しません。

(期限の利益喪失)

次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を支払います。

1. 借主が契約期間中に日本から帰国した場合
2. 借主の在留資格が取消しとなった場合
3. 在留期限切れとなった場合

(在留資格等の変更)

借主は在留資格および在留期間の変更があったときは、すみやかに銀行が適当と認める方法により届け出ます。借主からの在留期間更新の届出がない場合には、直近で届け出られた情報に基づき、銀行が在留期限切れとして扱うことに異議を申しません。

以上
(2022年2月)